

1 計画策定の趣旨

平成24年（2012年）3月に令和2年度（2020年度）までの9年間を計画期間とした「八尾市教育振興計画」を策定し、基本理念である「人権と共生の21世紀を担う人間の育成」のもと、めざす子ども像「未来を切り拓く チャレンジする『八尾っ子』」の育成をめざして、取組みを進めてきました。

この間、少子高齢化やグローバル化*、絶え間ない技術革新等、社会情勢が急速に変化する予測困難な時代となっており、「生きる力*」をさらに伸ばし、夢や志を持ちつつ、社会の激しい変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値*を創造できる力を育むことが重要です。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、人々との関わりによる学びを充実・発展させることや、人生100年時代*をより豊かに生きるため、生涯にわたる学びを通して、自らの可能性を最大限に伸ばし、学びの成果を教育活動や地域社会など様々な場面で発揮して、地域社会全体で子どもを見守り育む環境づくりや、一人ひとりが夢や生きがいを持ち、誰もが活躍できる社会の実現が望まれます。

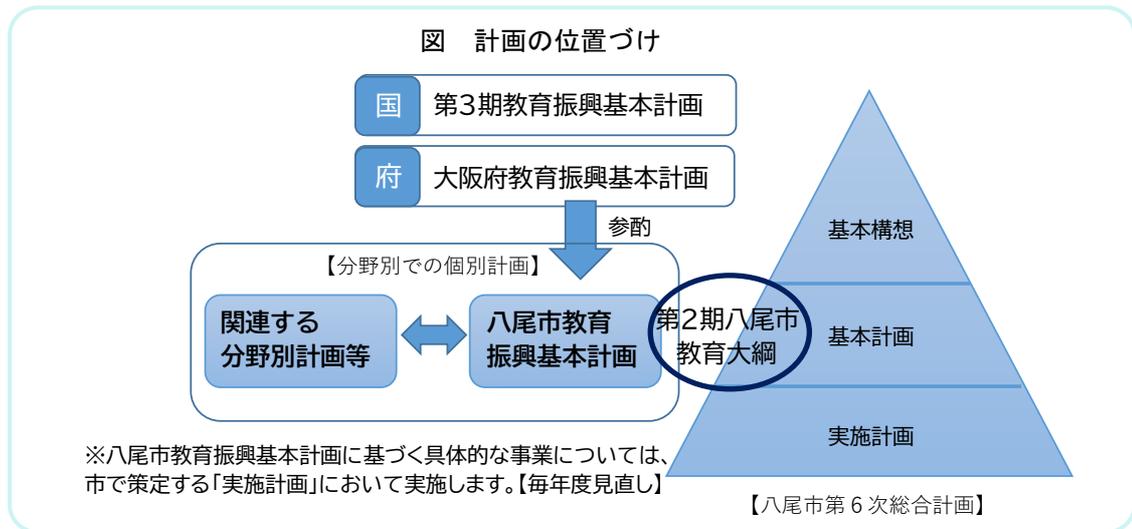
加えて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行の影響により、私たちの生活は大きな変化を余儀なくされ、社会全体で「新しい生活様式*」への対応が求められています。

こうした新たな教育課題への対応が求められる中、令和2年度（2020年度）で後期計画の期間が終了することから、社会状況の変化や国の動向、これまでの本市の教育施策の取組み状況と課題等を踏まえ、これからの時代における本市教育の基本理念やめざすべき教育の方向性を示すとともに、学校教育と社会教育が連携を深め、教育に関する施策を総合的・計画的に進めていくことを目的として、「八尾市生涯学習・スポーツ振興計画」と「八尾市図書館サービス計画」の趣旨を包含するなど現行計画を継承・発展させた「八尾市教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づく「第 2 期八尾市教育大綱」を踏まえて策定します。

また、本計画は、本市のあるべき姿と進むべき方向性についての基本的な指針である「八尾市第 6 次総合計画」、「第 2 次八尾市人権教育・啓発プラン」や「八尾市こどもいきいき未来計画」等の関連する分野別計画等と連携を図り、教育施策を推進します。



3 計画の対象

本計画は、本市の教育行政に係る基本的な計画であり、幼児教育、小学校、中学校、義務教育学校の学校教育及び生涯学習を対象範囲とします。

4 計画期間

計画期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 8 年間とし、総合計画の見直しのほか、教育関係法令の改正や社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
総合計画	基本構想							
	前期基本計画				後期基本計画			
教育大綱	第2期八尾市教育大綱							
教育振興基本計画	前期計画				後期計画			